

一般コミュニティ助成事業 対象外備品一覧

下記に記載のない備品についても、使用目的・状況によっては、対象外となる場合があります。事務局までご相談ください。

○対象外備品

- ・基礎工事を（アンカー工事を含む）伴う倉庫等
（アンカー工事等を伴わない簡易な倉庫、収納庫、物置等は対象。ただし、同時に整備する備品を保管する目的に限る。）
- ・観光目的や教育（学校）行事目的に整備するもの
- ・個人の利用に留まるもの
- ・各戸へ配布するもの
- ・広場の砂場や遊歩道等の整備
- ・建物と実質一体とみなせるもの（トイレ、畳、カーペット、襖、アコーディオンカーテン、太陽光パネル等）
- ・特定の宗教団体、宗教施設の名称が入ったお祭り用備品（太鼓、提灯、幟、法被等）
- ・防災目的の備品
- ・地域性のない楽器類（軽音楽器、ピアノ等）
- ・自転車
- ・動力の付いた屋台、山車等
- ・車両に搭載する目的の備品（無線機等）
- ・防犯カメラ
- ・水車
- ・PCアプリケーションソフト（パソコンと一体となっているものは対象とする）
- ・ホテル等の育成に関する設備、備品
- ・一般調理器具（食器、包丁、箸等）
- ・医薬品
- ・照明器具等のうち、電球のみの整備
- ・銃・刀剣類（模造品含む）
- ・電力申請費等の申請に要する費用